



会の状況に応じて記載項目や内容を変更して下さい。

作成例

トコロんクラフトサークル 会則

一、本会はトコロんクラフトサークルと称する。

注目!

会の名称は、他の団体と区別しやすく覚えやすい名称にする。
会員全員に周知すること。

二、本会は手芸を通じて会員相互の研鑽による技術向上や会員同士の親睦を図る事を目的とする。

注目!

会の活動目的は明瞭簡潔に記載する。
(会則に活動目的と内容が明記されている場合、「団体活動状況表」の1の□にチェック(✓)をいれてください。)

三、本会の会員はちりめん細工や刺繍に興味意欲関心があり、技術向上に努める者を会員とする。

会則に反したり、本人の退会意思がある場合は退会することができる。

注目!

会員の資格、退会について記載する。

四、本会は上記の目的を達成するために以下の活動を行う。

本会の活動日は、毎月第1・3金曜日、午前9時から13時とする。

- (1) 季節をモチーフにしたちりめん細工や刺繍の作成
- (2) 作品の展示発表
- (3) 親睦行事

注目!

会の活動日(日時)、内容を具体的に記載する。

五、本会に代表者1名、副代表者2名、会計1名を置く。

- (1) 代表者は本会を代表し、会の運営全般を行う。
- (2) 副代表者は代表者を補佐し、代表者が不在の場合その職務を代行する。
- (3) 会計は会費の集金および金銭出納管理を行う。
- (4) 役員は会員の互選とする
- (5) 役員任期は2年とし、再任を妨げない

注目!

役職名、人数、役職の職務、選出方法、任期を記載する。

六、本会の会費は月額500円とする。

作品展示や親睦行事を行う場合はその都度必要額を集金する。

注目!

会費の金額、集金方法を記載する。

七、その他会則に定めのない事項については別途協議する。

附則 この会則は令和5年4月1日より実施する。

注目!

会を運営していく中で、会員の話し合いにより変更したことは会則に追加記載していく。